

労働組合法（抜粋）

（昭和24年6月1日法律第174号）

（中央労働委員会の会長）

第19条の9 中央労働委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
- 3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。
- 4 中央労働委員会は、あらかじめ公益委員のうちから委員の選挙により、会長に故障がある場合において会長を代理する委員を定めておかなければならない。

（都道府県労働委員会）

第19条の12 都道府県知事の所轄の下に、都道府県労働委員会を置く。

- 2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各13人、各11人、各9人、各7人、又は各5人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各2人を加えた数のものをもつて組織することができる。

- 3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 （略）

5 （略）

- 6 ……第19条の9……の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

（略）